

市民後見人候補者の推薦基準について（案）

「市民後見人バンク（仮称）」に登録された者について、市民後見人候補者の推薦依頼があった場合、次の観点から検討を行うこととする。

※ 推薦に際しては、次の各観点について順に検討する。

1 市民後見人のケース受任可否

次の点について検討し、市民後見人が受任して問題ないケースか否かを検討する。

1	虐待、福祉的援助等、緊急な対応を必要とする状況にない。 ※ 生活保護受給者については、ケースワーカーが支援に関わっているため、生活保護受給者であることを理由に市民後見人受任困難とはしない。
2	同居家族等への支援を視野に入れた後見活動が必要ない。
3	被後見人に自傷・他害行為がない。
4	裁判手続の継続や親族間対立の存在等、事案として紛争性がない。
5	不動産処分、相続、遺産分割その他高度な専門知識を必要としない。

※ 上記の点について、ひとつでも当てはまれば、市民後見人が担うのにふさわしくない案件として回答する。

検討委員会には候補者2名を挙げて、意見を聴取する。

2 バンク登録者の推薦について

1の結果、市民後見人が担うことができるケースであると判断した場合、次の観点から、当該ケースについて市民後見人候補者として推薦する者を検討する。

(1) 地域性

被後見人となる人と同じ居住区のバンク登録者。

※ 居住区が違う場合でも、物理的な距離が同じ居住区に住んでいるのと同視できる程度に近い場合には、その者を推薦できるものとする。

(2) 「かけはし」等での従事態度

① 「かけはし」、「こうけん」の活動従事時間

② 活動に対する事務局（区社協含む。）職員の評価

(3) 市民後見人養成研修での学習態度（＝バンク登録時の点数）

研修修了後にバンク登録者を選考するために行った採点の結果やフォローアップ研修のミニテスト等の採点で、成績が高い者を推薦する。

※ 2 バンク登録者の推薦については、(1)・(2)・(3)を総合的に考慮し、事務局で市民後見人候補者を2名選び、検討委員会で協議する。

※ 本人との相性等の観点で考慮が必要な場合（例：同性のほうがよい場合）には、それも踏まえた検討を行う。